

参考資料集

資料 2 「排出抑制及び再使用の推進について」関係

- 1 . 循環型社会形成推進交付金制度の概要 1
- 2 . 循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方・5
について（抜粋）
- 3 . 京都市におけるリターナブル瓶の分別収集に係る取組について . . . 7
- 4 . 家庭ごみ中のレジ袋の容積・重量比について 11
- 5 . 韓国における協定等の例 13
- 6 . 特定容器の自主回収認定状況 15

資料 3 「分別収集のあり方について」関係

- 7 . 拡大生産者責任の考え方に係る各種解釈等について 17

1 . 循環型社会形成推進交付金の創設

- 循環型社会の形成のために -

< 予算額：230億円 >

1 目的

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

2 概要

市町村（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5カ年）に基づき実施される事業の費用について交付。

循環型社会形成推進地域計画の作成

計画対象地域の市町村が、国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協働し、3R推進のための目標^(注1)と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成。

交付金の交付

国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。

事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価^(注2)を求めることとし、その結果等についてチェックし公表。

（注1）交付金を活用して達成すべき目標を設定。

例）目標：廃棄物の減量化、リサイクルの推進、最終処分量の抑制 等

（注2）交付金により整備した施設を拠点とした3R推進のための総合的な取組による達成状況を評価。

3 交付対象

対象地域：市町村（人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限る。）

注：特例として、沖縄県、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域及び豪雪地域等については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

対象施設：循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象。

リサイクルセンター
生ごみリサイクル施設
廃棄物原材料化施設
熱回収施設（発電効率又は熱回収率10%以上）
浄化槽
汚泥再生処理施設
最終処分場
高効率原燃料回収施設（モデル）
施設整備に関する計画支援事業 等

4 交付金の額の算定

交付額は対象事業費の1/3を市町村に一括交付。

ただし、対象事業費総額の積算の中で、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については、対象事業費の1/2を交付。

なお、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく嵩上げ措置の適用はない。

5 事業効果

目標の実現のために、地方の自主性・裁量性を発揮しつつ、国と地方が構想段階から協働し、施策を推進することにより、我が国全体として最適な循環型社会づくりを行うことが可能となる。

また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、明確な目標の下で、3Rの推進施策をより総合的・戦略的に推進することが期待される。

循環型社会形成推進交付金の特徴

- 市町村等の策定する循環型社会形成推進地域計画に対する総合的支援制度 -

1 地方の自主・裁量性の極めて高い制度へ

市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進計画を策定。

交付金を計画に位置づけられた施設にどのように充てても自由（事業間流用・年度間流用が可能）。

⇒ 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分

2 戦略的な目標設定と事後評価を重視

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する戦略的な目標を設定。

計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価し、公表。

⇒ 目標設定と事後評価の重視

3 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進

国と地方が協議会を設け、構想段階から協働で施策を推進。

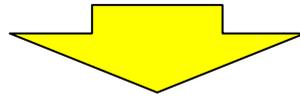
我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保。

⇒ 国と地方の新たな連携のもとで循環型社会の形成を推進

循環型社会形成推進交付金制度の概要

循環型社会形成推進協議会

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～



循環型社会形成推進地域計画

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標(例)

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(年比 %減)
リサイクル	リサイクル率(年比 %増)
最終処分	最終処分されるごみの量(年比 %減)

目標を実現するための政策パッケージ

再生利用施設 : 可能な限り再使用・再生利用

熱回収施設 : 高効率な発電・熱供給(単純焼却は対象外)

浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理

汚泥再生処理センター : し尿、浄化槽汚泥等を高度処理により資源化

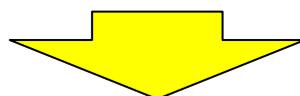
最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)

調査・計画支援事業 : 生活環境影響調査等

等

交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付
(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原燃料回収施設)については、対象事業費の1/2を交付)



各種事業の実施による循環型社会の形成

(計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表)

2．循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の 在り方について

(中央環境審議会意見具申 平成17年2月14日)

2．基本的視点

(2) 発生抑制・再使用の推進

- ・経済的手法(有料化)の導入による減量化の推進(同時に、負担の公平化、意識改革を推進)

3．普及啓発や経済的インセンティブ等による発生抑制・再使用の推進

(2) 一般廃棄物処理コスト分析及び効率化の推進

循環型社会の形成を目指し、3R推進のために採るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等を検討する場合には、検討の基礎情報として、一般廃棄物処理に係るコストの分析・評価が重要である。また、昨今、行政サービスの効率化が求められており、コスト面を含めて処理・リサイクルシステムの最適化を図っていく必要があり、その根拠となるコスト情報の提供が重要である。

しかしながら、一般廃棄物処理事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していない。

循環型社会の形成を進めていくための基礎情報として、標準化された分析方法にしたがい、各市町村の一般廃棄物処理事業コストを開示していくことが望ましく、国において、コスト分析に係る諸課題を検討し、標準的な分析手法を提案していくべきである。

<具体的な検討事項>

- ・コスト分析の対象となる費目の定義
- ・共通経費等の配賦方法
- ・減価償却方法(最終処分場の価値の評価方法を含む。)等

また、海外においては、独立採算制による公営企業会計によりごみ処理サービスを行っている事例もあり、それらのコスト情報を収集整理し、我が国の実情と比較検討してみることも、循環型社会の形成に向けた施策を推進していく上で、有意義と考えられる。

このような観点も含め、市町村においては、コスト分析の結果を様々な角度から検討し、一般廃棄物の処理・リサイクルシステムの一層の効率化を図るべきである。

(3) 有料化の推進

一般廃棄物の発生抑制や再使用を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重要である。一般廃棄物処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること、住民（消費者）の意識改革につながるなどから、一般廃棄物の発生抑制等に有効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されているところである。このため、国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。

有料化に当たっては、実際に減量効果が得られるような料金設定及び徴収方法とすることが必要である。これまでの実施事例においては、周辺自治体の料金を参考として決めたり、ごみ処理費用から一定割合を算定することにより決めたりしている場合が多いが、有料化の目的や効果、コスト分析の結果を十分に検討した上で、料金レベルを決定する必要がある。

また、有料化直後にはごみ排出量が大きく減量されるケースが多いもののその後徐々に増加する「リバウンド」の抑制や、不適正排出、不法投棄の抑制等に関して対策を行い、減量効果を持続させるための総合的施策を展開することが必要である。地域住民に対し、施策導入に関する説明責任を果たすことも必要であり、有料化の導入効果とともに、一般廃棄物処理コストに関する情報開示を進めることが重要である。

国においては、これらの留意事項に関する考え方や、検討の進め方、これまでの知見等について、ガイドラインを取りまとめることにより、有料化を行う市町村の取組を支援していくことが望まれる。また、一般廃棄物処理の有料化は、行政サービスの経費の一部を、租税ではなく、手数料により負担していくものであることから、その分担のあり方等について、今後、検討していくべきである。

3. 京都市におけるリターナブル瓶の分別収集に係る取組について

京都市では、資源ごみや家庭ごみに生き瓶が混入している実態があったため、京都議定書にその名を関する自治体としては、積極的な回収に乗り出すべきとする考えに至り、平成16年6月24日から8箇所に拠点を設置して、リターナブル瓶の回収を開始した。

(1) 回収システム概要

回収拠点

スーパー、公設市場、牛乳販売店等の8店舗の協力を得てスタート。

順次、拠点を拡大することを目指しており、4月26日現在、22店舗で回収が行われている。

10年後には200店舗に拠点を増やすことを構想。

回収対象のリターナブル瓶

参考1参照のこと。

回収ルート等

びん商が週1回程度回収。リターナブル瓶は洗瓶工場等へ、ワンウェイ瓶は市のリサイクルセンターへ運ばれる(参考2)。

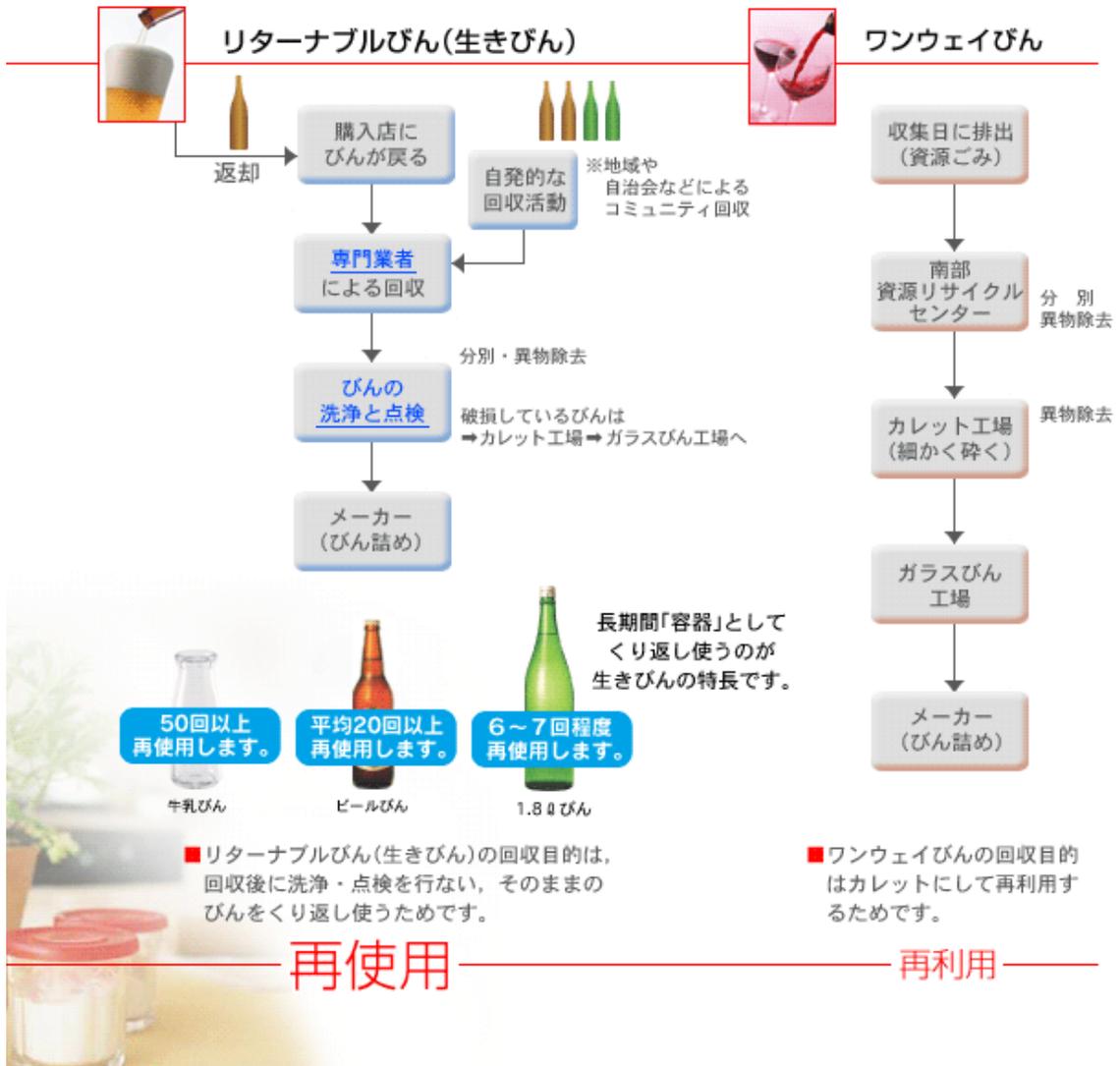
(参考1) 回収対象のリターナブル瓶

(京都市ホームページから)



(参考2) リターナブル瓶とワンウェイ瓶の流れ

(京都市ホームページから)

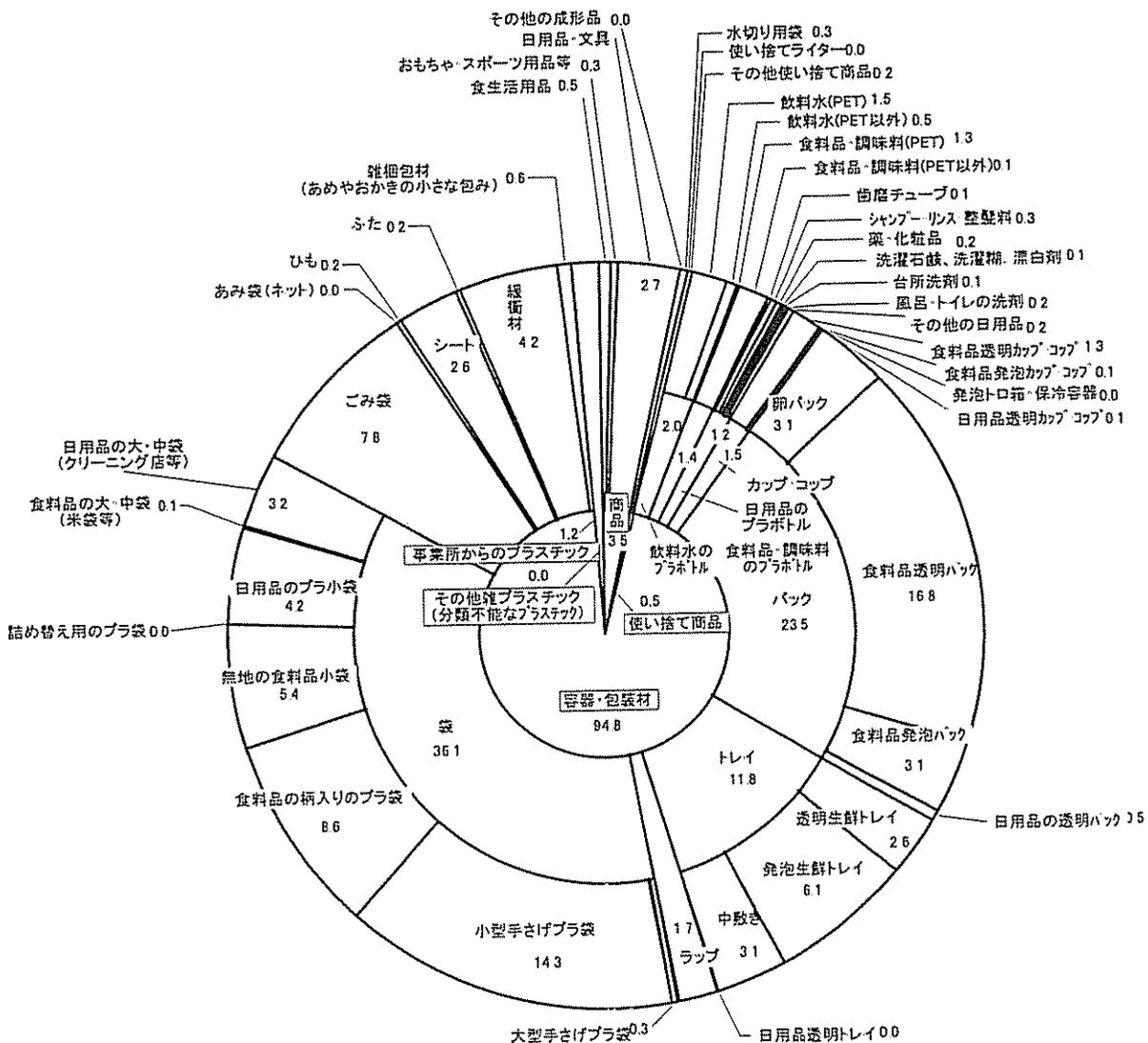


4. 家庭ごみ中のレジ袋の容積・重量比について

京都市では、市が収集する家庭ごみを対象として、毎年一回、ごみ細組成調査を実施している。以下に掲げる円グラフは、家庭ごみの内、プラスチック類の細組成実態を容積比、湿重量比ごとに示したものである。

平成15年度調査結果によれば、プラスチック類のうち、京都市が容器・包装材と定義するごみ（容器包装リサイクル法の対象とは一部重ならない）は、容積比で約95%、湿重量比で約83%を占めている。レジ袋については、大型手さげプラ袋と小型手さげプラ袋がプラスチック類がそれに該当すると考えられるが、双方を合わせると、容積比で約15%、湿重量比で約14%を占めている。

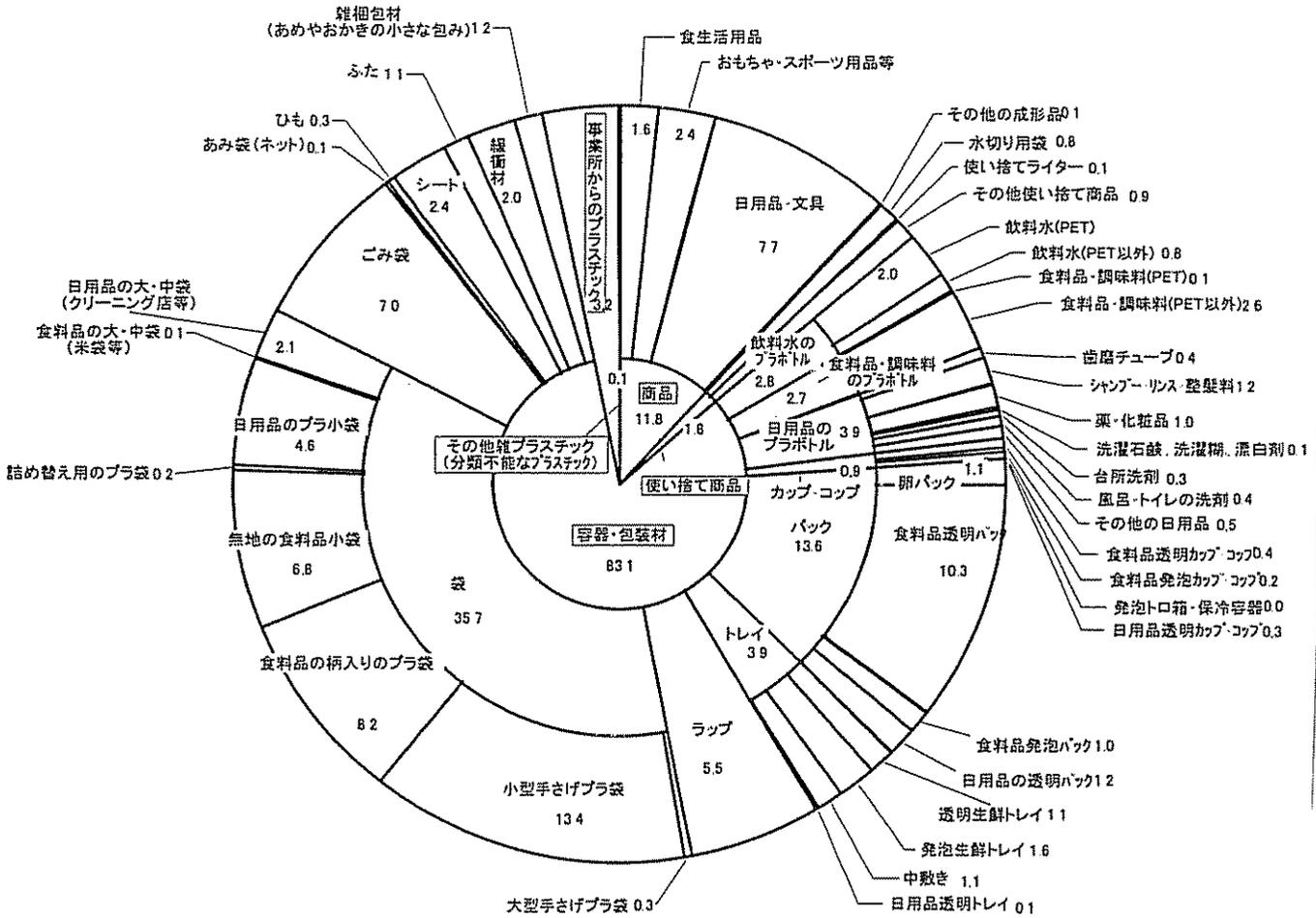
プラスチック類の細組成（容積比:全プラスチック類100%）



(家庭ごみに占めるプラスチック類の比率)

湿重量比	13.0%
乾重量比	21.3%
容積比	45.6%

プラスチック類の細組成 (湿重量比:全プラスチック類100%)



(家庭ごみに占めるプラスチック類の比率)

湿重量比	13.0%
乾重量比	21.3%
容積比	45.6%

出典:平成15年度家庭ごみ細組成調査結果報告書

5 . 韓国における協定等の例

韓国ファストフード店における一回用品使用削減のための自発的協約書

今日、利便性だけを追求する販売及び消費形態で一回用品の使用が氾濫し、資源の無駄使いはもちろんのこと、我々と子孫が生きていく大事な生活基盤が深刻に脅かされている。

そのため、ファストフード業界は、生産的で健全な消費文化を定着させるため、資源を節約し、一回用品による廃棄物発生を根本的に減らすよう積極的に参加することを決めた。

このような意志を実現するための努力の一環として、我々ファストフード業界は、店内で使われている一回用品の使用削減と、使用済一回用品の回収及びリサイクルを促進するため、『一回用品使用削減のための自発的協約書』を次のように締結する。

- 1 . 協約企業は、一回用品の使用を減らすにあたって、その役割が非常に大きく重要であるということを深く認識し、環境を保全していくための実践運動に積極的に参加する。
- 1 . 協約企業は、一回用コップの回収及びリサイクルを促進するためのインセンティブとして、テイクアウトの場合は一回用コップ 1 個当たりの保証金として100ウォンを顧客から預かり、一回用コップを返却した場合は同一金額を払い戻す。
- 1 . 協約企業は、店内で使用される一回用コップなどの一回用品を減らすため、333㎡ (100坪) 以上の店舗では、使用されている一回用品を多回容器に切り替える。但し、2003年1月1日以後新設される店舗の場合、多回容器転換対象店舗規模は266 ㎡ (80坪) 以上にする。

店舗内面積は契約面積から共有面積を除いたものを指す。

- 1 . 協約企業は、一回用コップのデポジット制実施による収支内訳を定期的 (半期に 1 回) に公開し、その収益金は景品提供などの方法で顧客に還元、または環境保全活動の支援に使う。
- 1 . 一回用コップのデポジット制実施、及び333㎡ (100坪) 以上の店舗で使用される一回用品を多回容器に切り替える時期は、今年末までに広報、施設の改修などの準備期間を経て2003年1月1日から実施する。
- 1 . 政府は、回収された一回用コップが円滑にリサイクルできるように支援する。

2002.10.4

(翻訳 : FoE Japan)

韓国百貨店・スーパーの一回用品削減のための自発的実践宣言文

60年代以来、急速に進展してきた産業化は、物質的な豊かさをもたらしたが、大量生産と大量消費が生活基盤として定着し、資源の浪費はもちろんのこと、廃棄物の発生を増加させている。我々は、子孫の生きていく生活基盤を脅かしている。

特に、利便性を追求した消費形態として一回用品の使用が氾濫している。なおのこと狭い国土に多くの人口が住むこの土地を病に侵しているという事実注目し、一回用品による廃棄物発生を根本的に減らすよう、我々流通業界が率先して手本を示す趣旨とし、次の事項を実践することを宣言する。

1. 一回用品削減のため、我々流通業界の役割は非常に大きく重要であるということ深く認識し、環境を保全していくための実践運動に積極的に参加する。
1. 一回用ビニール袋の使用削減のため、ビニール袋の価格を50ウォンとし、施行日は6月1日以前とする。また、袋の外側に価格ならびに払い戻しに対する案内文を表示し、使用された袋がむやみに捨てられないようにする。
1. 一般国民の買い物袋持参の活性化のために、買い物袋持参の顧客に対して現金割引、クーポン券提供、マイレージサービスなどのインセンティブを提供する一方、リサイクルボックス、顧客用包装台の設置などのサービスを提供する。
1. 一回用袋ならびにショッピングバッグの有償販売について、販売代金を消費者に公開し、その収益金は環境関連団体の支援など環境保全に使用されるか、また消費者に還元されるものとする。
1. 合成樹脂包装材の利用を削減し、自然にやさしい包装材を利用して環境汚染を阻止する。商品の再包装を自制し、廃棄物の発生量削減に努力する。

2002 . 5 . 3

(翻訳 : FoE Japan)

6 . 特定容器の自主回収認定状況

(1) 認定事業者

区 分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
認定事業者数	新規認定	26	3	27	21	3	0	3
	取り消し	0	1	2	0	1	3	2
	累計	26	28	53	74	76	73	74

(2) 認定容器の種類

区 分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
認定容器の種類数	新規認定	106	8	64	48	11	16	19
	取り消し	0	9	4	2	13	20	11
	累計	106	105	165	211	209	205	213

(3) 素材別の内訳

ガラス	209	リターナブル容器	207 (99%)
		その他	2 (1%)
プラスチック	2		
紙	2		

7. 拡大生産者責任の考え方に係る各種解釈等について

「OECD 政府向けガイダンスマニュアル（平成13年）」から

第1章 概観と背景

1.5 拡大生産者責任とは何か

OECDはEPRを、製品に対する製造業者の物理的および（もしくは）財政的責任が、製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策アプローチと定義する。EPR政策には以下の2つの関連する特徴がある：（1）地方自治体から上流の生産者に（物理的および（または）財政的に、全体的にまたは部分的に）責任を転嫁する、また（2）製品の設計において環境に対する配慮を組込む誘引を生産者に与えること。

製品ライフサイクルにおける使用後の段階における影響という点では、問題となっている環境影響を軽減するよう製品の設計変更を促す暗黙のシグナルが生産者に送られる。生産者らが責任を引き受けるのは、製品ライフサイクル中の環境影響を最小化するようその製品を設計するときであり、また設計によっては排除できない影響に対して物理的及び（または）財政的責任を引き受けるときである。

EPRの第一の機能は、廃棄物管理の財政的および（または）物理的責任の、地方自治体および一般納税者から生産者への移転である。これにより処理と処分の環境コストは製品コストに組込むことができる。これは製品の環境影響を正しく反映する、また消費者がそれに従って選択できるような市場が発生する環境を創出する。

3 制度見直しの主な論点

(3) 役割分担の適正化と、それによる排出抑制等の推進

イ 排出者責任・拡大生産者責任による適正な処理・リサイクルの推進 現状

(イ) 拡大生産者責任

拡大生産者責任とは、製品に対する生産者の責任を製品の使用後段階にまで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制やリサイクル・適正処理を容易とする等、製品のライフサイクル全体にわたり適正に使用済製品に係る環境負荷を減らすための手法をいい、国際的に導入や検討が進められている。平成13年には、OECDにおいて、政府向けの拡大生産者責任に関する政策導入・評価のためのガイダンスマニュアルが策定・公表された。

我が国においては、廃棄物処理法において従来から事業者の責務として、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合における処理困難性をあらかじめ自ら評価し、製品開発を工夫すること、処理方法についての情報を提供すること等により、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない旨定められており、いわゆる適正処理困難物制度によりタイヤなどが適正処理困難物として指定されているところである。

また、環境基本法において、事業者は、物の製造、販売等を行うに当たって、製品等が廃棄物となった場合にその適正処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずることなど環境への負荷の低減に努める責務を有することが規定されている。さらに、循環型社会形成推進基本法において、物の製造、販売等を行う事業者は、耐久性向上など物が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、設計の工夫及び材質又は成分の表示、循環的利用の促進及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務や循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては引取り等の責務を有するとの拡大生産者責任の概念が明記されており、資源有効利用促進法に基づく生産者等による自主的な3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動の推進が図られるとともに容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等のリサイクル関連法においても引取りや再商品化などの拡大生産者責任の具体化が行われてきているところである。こうしたこ

とを背景として、現在、生産者においては製品設計上の配慮など拡大生産者責任の趣旨に則った取組が様々な分野で見られるところである。

循環型社会形成推進基本計画

(平成十五年三月二十四日環境省告示第二十八号)から

第2章 循環型社会のイメージ

今後、排出者責任や拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）に基づく制度の拡充、不法投棄の未然防止、取締りや原状回復などの体制の確立、各主体の自主的行動を促す経済的手法の適切な活用、各種手続の合理化などが推進されます。また、循環型社会ビジネスが進展するとともに、国民、NPO（非営利組織）・NGO（非政府組織）、事業者なども、循環型社会の形成に向けて、志を高く持ち、積極的な取組を行うことにより、各主体が相互に協力しあってそれぞれが自らの役割を果たしていきます。